

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…定額法

② 無形固定資産…定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徵収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徵収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。なお、湯川村は退職手当組合に加入しているため、期末自己都合要支給額から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち湯川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(3) 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っているものはありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名：会津若松地方広域市町村圏整備組合

区分：一部事務組合・広域連合

連結の方法：比例連結

比例連結割合：事務費 2.50%

民生費 2.75%

衛生費 1.31%

消防費 2.52%

団体（会計）名：福島県市町村総合事務組合

区分：一部事務組合・広域連合

連結の方法：比例連結

比例連結割合：消防補償等特別会計 0.56%

消防賞じゅつ金特別会計 0.80%

非常勤職員公務災害補償特別会計 0.88%

団体（会計）名：福島県後期高齢者医療広域連合

区分：一部事務組合・広域連合

連結の方法：比例連結

比例連結割合：0.1961505%

団体（会計）名：磐梯町外一市二町一ヶ村組合

区分：一部事務組合・広域連合

連結の方法：比例連結

比例連結割合：7.2%

団体（会計）名：株式会社 会津湯川ファーム

区分：第三セクター等

連結の方法：全部連結

団体（会計）名：株式会社 湯川会津坂下

区分：第三セクター等

連結の方法：比例連結

比例連結割合：50%

連結の方法は次のとおりです。

- (1) 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。